

業種別の 労働災害防止対策の推進 （道路貨物運送業等）

滋賀労働局 労働基準部 健康安全課

アウトプット指標と アウトカム指標

第14次労働災害防止推進計画（令和5年度～令和9年度）

アウトプット指標

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する道路貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする

【取組事項】

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全衛生管理体制の確立、荷台等からの墜落・転落災害・転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策の取組

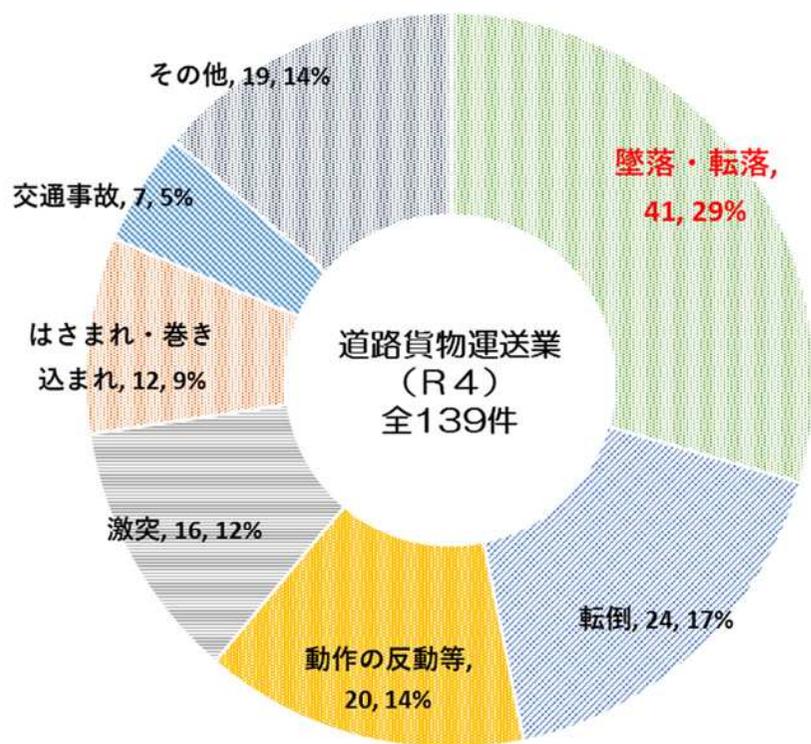
「職場における腰痛予防対策指針」を参考にした作業態様に応じた腰痛予防対策の取組

アウトカム指標

道路貨物運送業における労働災害の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

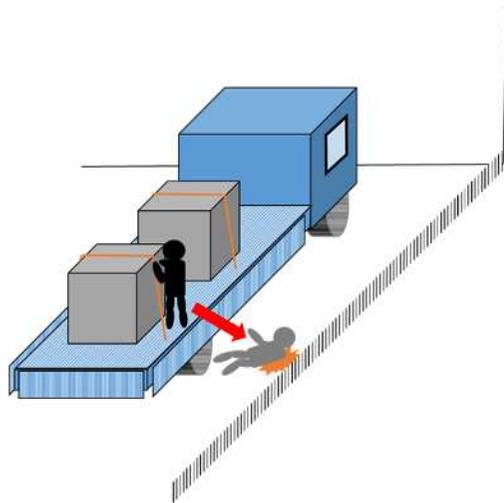
陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

道路貨物運送業では「墜落・転落」災害が死傷災害の約3割を占めていますが、これらの災害の多くが荷主事業場でトラック（特に荷台）に起因して発生しています。



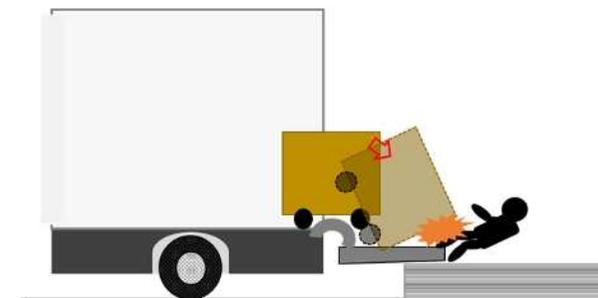
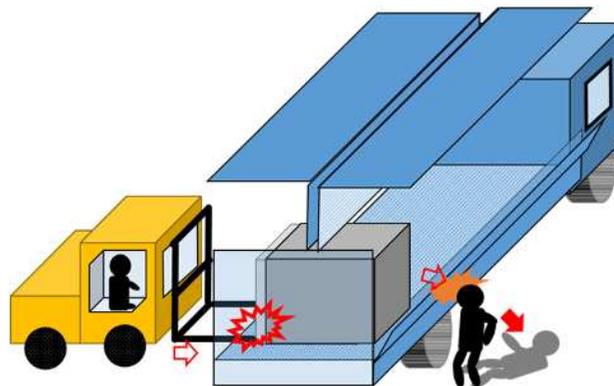
陸上貨物運送事業における 荷役先で発生した災害事例

「墜落・転落」以外にも、フォークリフトやテールゲートリフターに関連する労働災害が荷主事業場で発生しています。



荷主事業場内でのトラックへの積み込み作業中、作業台を設置する十分なスペースが無いため狭い荷台上で作業を行っていたところ、体勢を崩した際に、荷台上から後ろ向きに床面に転落し、背中を強打したものの。

荷主事業場内で、荷主事業場のフォークリフト運転者と共同でウイング車から荷卸し作業中、反対側のアオリ板を開けるよう荷主事業場の労働者から依頼された被災者が、アオリ板の留め具を解除した時に、フォークリフトがトラック荷台の積荷を奥に押した為、反動でアオリ板が突然開き、付近にいた被災者に衝突したものの。



荷主事業場内で、トラックの荷台とテールゲートリフターの昇降板との間に段差が生じた状態で、キャスター付きのコンテナを降ろそうとしたところ、段差によりコンテナが転倒。

補助作業を行っていた労働者の脚部が転倒したコンテナとゲートとの間に挟まれたものの。

陸上貨物運送事業における 荷役作業の安全対策ガイドライン

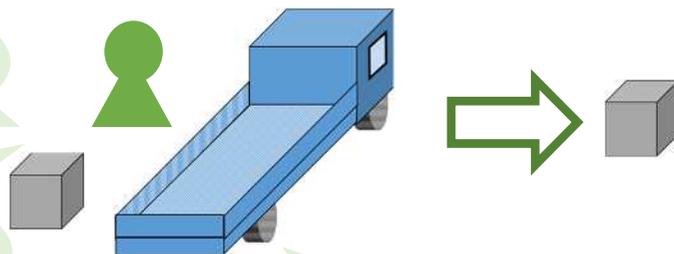
陸上貨物運送事業の労働者が行う荷役作業における労働災害防止のために、**陸上貨物運送事業者**と**荷主等**が行うべき取り組みを示したものです。

陸上貨物運送事業者

安全衛生管理体制
の確立等
協議組織の設置含む

荷役作業における
労働災害防止措置

荷役作業の
安全衛生教育



連絡調整

荷主等

安全衛生管理体制
の確立等
協議組織の設置含む

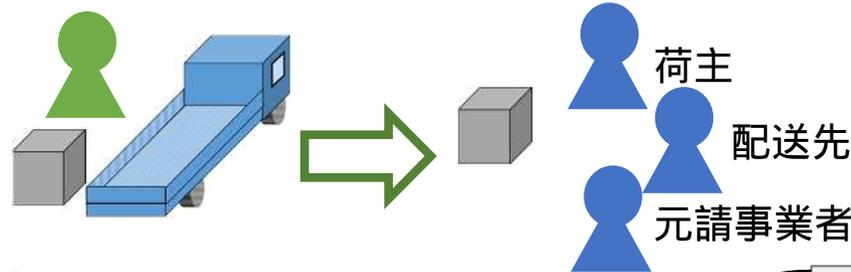
荷役作業における
労働災害防止措置

荷役作業の
安全衛生教育



ガイドラインにおける実施事項1

陸上貨物運送事業者



荷主等

・荷役災害防止のための担当者の指名

・安全衛生方針の表明
・目標の設定
・計画の作成、実施、評価及び改善

・安全衛生委員会等による調査審議
・陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

・墜落・転落災害の防止対策

・荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策

フォークリフト・クレーン等・コンベヤー
テールゲートリフター・ロールボックスパレット

・転倒災害の防止対策

・腰痛症等の防止対策

安全衛生管理体制の
確率等

・荷役災害防止のための担当者の指名

・安全衛生方針の表明
・目標の設定
・計画の作成、実施、評価及び改善

・安全衛生委員会等による調査審議
・陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

・墜落・転落災害の防止対策

・荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策

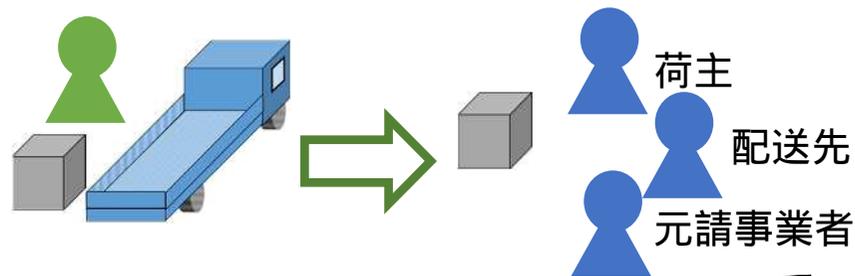
フォークリフト・クレーン等・コンベヤー
ロールボックスパレット

・転倒災害の防止対策

・腰痛症等の防止対策

ガイドラインにおける実施事項2

陸上貨物運送事業者



荷主等

・荷役作業従事者に対する安全衛生教育

・労働安全衛生法に基づく資格等の取得
(R6.2.1～テールゲートリフター特別教育)

・作業指揮者等に対する教育

・災害事例等を活用した繰り返し教育

・荷役作業における荷主等との役割分担の明確化

・荷役作業における荷主等との連絡調整

・荷主等との安全衛生協議組織の設置

・疲労に配慮した休憩考慮の運行計画

・協議組織の設置・運営 等

荷役作業の 安全衛生教育の実施

・自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の概要周知

・荷主等の労働者への荷役運搬機械に関する安全衛生教育の実施

陸運事業者と 荷主等との連絡調整

・荷役作業における陸運事業者との役割分担の明確化

・配送先での荷卸しの役割分担の明確化

・荷役作業における陸運事業者との連絡調整

・陸運事業者との安全衛生協議組織の設置

自動車運転者が荷役作業を行う場合の措置

・疲労に配慮した休憩時間、着時刻弾力化

陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

・協議組織の設置・運営 等

墜落・転落災害の防止対策

ガイドラインに基づいて、荷主等の事業場での「墜落・転落」災害防止のために、**陸上貨物運送事業者**と**荷主等**がそれぞれの取り組みを行いましょう。

陸上貨物運送事業者

安全作業の遵守指示

- ・地面等の凹凸確認等
- ・不安定な荷上の移動の回避
- ・荷締め等はできる限り地上で
- ・安全帯、フルハーネス等の使用
- ・保護帽（墜落時保護用）着用
- ・フォークリフト運転者に見える位置で作業
- ・荷台端付近で後ずさりしない
- ・あおりを立てる際は固定する

事業者



等

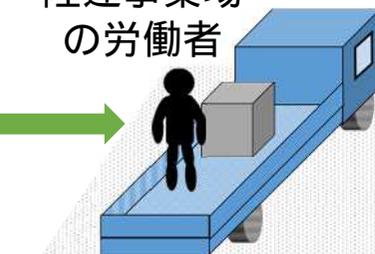
荷台あおりに乗っての作業をできるだけ回避

- ・簡易作業台、移動式プラットフォーム等の使用

荷台への昇降設備の用意

荷台上の荷の上での作業時の親綱、フック等設置

陸運事業場
の労働者



荷主等

荷主

配送先

元請事業者

できるだけ墜落・転落防止のための施設、設備の用意

- ・プラットフォーム
- ・墜落防止柵・安全ネット
- ・荷台への昇降設備
- ・親綱、フック等
（安全帯、フルハーネス等の取付設備）

陸上貨物運送事業者と荷主等の協議組織

ガイドラインに基づいて、反復・定期的な荷の運搬が行われる陸上貨物運送事業者と荷主等は協議組織の設置等を通じて労働災害防止のための活動を行ってください。

